

職員【※1】への慰労金（5万円又は20万円）を請求したい。

(1)「介護施設・事業所等職員慰労金支給」

感染症対策にかかった費用を請求したい。

施設【※2】

在宅サービス事業所【※3】

施設内に感染者「有」  
（濃厚接触者【※4】を含む）

施設内に感染者「無」

利用者に感染者「有」  
（濃厚接触者【※4】を含む）

利用者に感染者「無」

R2.1.15以降  
にかかった費用

R2.4.1以降に  
かかった費用

R2.1.15以降  
にかかった費用

R2.4.1以降に  
かかった費用

R2.1.15以降  
にかかった費用

R2.4.1以降に  
かかった費用

R2.1.15以降  
にかかった費用

R2.4.1以降に  
かかった費用

(4)「介護サービス事業所等におけるサービス継続支援」【※7】  
(5)「介護サービス事業所等との連携支援」【※7】

(5)「介護サービス事業所等との連携支援」【※7】

(4)「介護サービス事業所等におけるサービス継続支援」【※7】  
(5)「介護サービス事業所等との連携支援」【※7】

(5)「介護サービス事業所等との連携支援」【※7】

(2)「感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援」【※6・7】  
(4)「介護サービス事業所等におけるサービス継続支援」【※5・6】  
(5)「介護サービス事業所等との連携支援」【※5・7】  
(6)「介護施設等の消毒・洗浄経費支援」  
（濃厚接触者発生施設は除く）

(2)「感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援」【※7】  
(5)「介護サービス事業所等との連携支援」【※7】

(2)「感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援」【※6・7】  
(3)「介護サービス再開に向けた支援」【※6】  
(4)「介護サービス事業所等におけるサービス継続支援」【※5・6】  
(5)「介護サービス事業所等との連携支援」【※5・7】  
(6)「介護施設等の消毒・洗浄経費支援」  
（濃厚接触者発生事業所は除く）

(2)「感染症対策を徹底した上での介護サービス提供支援」【※6・7】  
(3)「介護サービス再開に向けた支援」【※6】  
(4)「介護サービス事業所等との連携支援」【※5・7】

※1 「職員」のうち、次のア及びイいずれにも該当する者が対象となります。

ア 施設・事業所等に勤務し、利用者と接した職員

イ 次の①及び②いずれにも該当する職員

① 対象期間中に施設・事業所等で通算して10日以上勤務した者

② 対象期間中に「利用者との接触を伴い」かつ「継続して提供することが必要な業務」に合致する状況下で勤務していた者（派遣労働者のほか、業務受託者の労働者として当該施設・事業所等において勤務していた従事者（以下「派遣労働者等」という。）についても同趣旨に合致する場合には対象に含む。）

※2 「施設」とは、以下の施設を指します。

- ・介護老人福祉施設 ・地域密着型介護老人福祉施設 ・介護老人保健施設 ・介護医療院 ・介護療養型医療施設
- ・認知症対応型共同生活介護事業所 ・養護老人ホーム ・軽費老人ホーム ・有料老人ホーム ・サービス付き高齢者向け住宅

※3 「在宅サービス事業所」とは、以下の事業所のことを指します。

- ・訪問系サービス : 訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、居宅介護支援、福祉用具貸与、居宅療養管理指導
- ・通所系サービス : 通所介護、地域密着型通所介護、療養通所介護、認知症対応型通所介護、通所リハビリテーション
- ・短期入所系サービス : 短期入所生活介護、短期入所療養介護、短期利用認知症対応型共同生活介護
- ・多機能型サービス : 小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護

※4 「濃厚接触者」の判断は、保健所が行います。

※5 政令市（さいたま市）及び中核市（川越市、川口市、越谷市）の事業所は、それぞれの市にお問い合わせください。

※6 (2)(3)(4)は、同一項目に対する重複申請はできません。(2)(3)(4)どれでも申請が可能な場合は、(2)(3)を優先して申請してください。

（申請不可の例） 10万円の1つの長机について、(2)(3)でそれぞれ10万円ずつ申請する。

（申請可の例） 10万円の1つの長机について、(2)から5万円、(3)から5万円で申請する。

※7 (2)の person fee と(5)は、同一項目に対する重複申請はできません。(2)(5)どちらでも申請が可能な場合は、(2)を優先して申請してください